

令和 8 年度第 1 回浜田市総合教育会議

日 時 令和 8 年 5 月 8 日（金） 14 時 30 分から 16 時 15 分まで（予定）
場 所 浜田市役所 3 階庁議室
構成員 三浦市長 江角副市長
久佐教育長 杉野本委員 倉本委員 浅津委員 三浦委員
事務局 佐々木教育部長 藤井教育総務課長 山口学校教育課長
岡田学力向上推進室長

1 市長あいさつ

2 議題

- (1) 浜田市教職員働き方改革プランについて…… 資料 1
- (2) 浜田市立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針について…… 資料 2
- (3) 浜田市教育大綱について…… 資料 3

3 その他

令和 8 年度第 1 回浜田市総合教育会議名簿

1 構成員

職 名	氏 名	備 考
市 長	みうら ひろき 三 浦 大 紀	
副市長	えすみ まなぶ 江 角 学	
教育長	く ざ ひさし 久 佐 日佐志	
委 員	すぎのもと ともゆき 杉野本 智 幸	教育長職務代理者
委 員	くらもと いちぞう 倉 本 一 三	
委 員	あさつ ふ み 浅 津 芙 美	
委 員	みうら こうしん 三 浦 好 真	

浜田市教職員働き方改革プラン

令和 8 年 3 月

浜田市教育委員会

目次

巻頭～はじめに～	1
1 教職員の働き方改革を進める目的	1
2 基本方針	3
(1) 基本的な考え方	3
(2) 数値目標	4
3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
(1) 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組	6
(2) 学校における措置の促進	7
(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組	7
(4) 関連する取組	8
4 今後のフォローアップ等について	8
【資料】学校と教師の業務の3分類	9

巻頭～はじめに～

浜田市教育委員会では、教育の質の向上等を図るため、令和 2 年 2 月に「浜田市学校業務改善プラン」を策定し、教職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランスの適正化に取り組んできました。

スクール・サポート・スタッフ等の人的措置や学校行事の精選、共同学校事務室の設置等の取組により、平成 31 年 1 月に月 79.1 時間（小学校：69.2 時間、中学校：89.0 時間）であった時間外在校等時間が、令和 6 年度には月 37.7 時間（小学校：34.0 時間、中学校 43.6 時間）まで減少（52.3%減）し、一定の成果が表れてきています。

一方で、いじめや不登校、特別な支援が必要な子どもの増加、大量退職などに伴う教員不足など、教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、課題が複雑化・多様化しています。このため、教職員が「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることができるよう、一層の環境整備・制度構築を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、今後の働き方改革の方向性を示して、引き続き学校・家庭・地域・行政が一体となって「夢を持ち郷土を愛する」子どもたちを育てていくために、「浜田市教職員働き方改革プラン」（以下「プラン」という。）を策定しました。

1 教職員の働き方改革を進める目的

教職員を取り巻く環境整備の最終的な目的は、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子どもたちへのより良い教育の実現」です。

教職員が、自らも学ぶ時間を確保しながら健康な状態で生き生きと子どもたちの教育に邁進できる、「働きやすさ」と「働きがい」を両立した勤務状況に改善するため、学校における働き方改革が急務となっています。

公立学校の教育職員には、いわゆる「超勤 4 項目¹」以外の業務について時間外勤務を命じないものとされています。しかしながら、勤務時間以外に行われる業務については、時間外勤務を命じられていないとしても、学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務に従事する時間も含めて管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠です。

¹ 公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成 15 年政令第 484 号）第 2 号に掲げる業務

(1) 教職員の心身の健康保持

時間外在校等時間が長くなると、脳や心臓の疾患などの健康障害のリスクが上昇すると言われており、特に発症前1か月間に100時間または2～6か月間に平均で月80時間を超えるとそのリスクが非常に高くなります²。また、極度の長時間勤務が続くと、業務における強い心理的負荷による精神疾患を発症する場合があります³。

教職員が心身の健康を損なうと、明るく元気に子どもたちと向き合うことができないだけでなく、子どもたちの学力育成や生徒指導に影響を及ぼす恐れがあります。教職員が心身ともに健康でいられるために、勤務時間・健康管理を意識した働き方を促進することが大切です。

(2) 教職員としてのウェルビーイングの向上と環境整備

教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教職員の健康を守るとはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイング⁴を向上させることが重要です。

また、教職員が自らの人間性や創造性を高め、高い専門性と意欲、能力を最大限発揮できる勤務環境を整備することにより、子どもたちに対してより良い教育を行うことができるようになります。

(3) 教職を志す人材の確保

教職を志す学生等にとっても、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場であることは重要なことです。魅力的な職場の中で教職員が生き生きと働いている姿は、多くの教職を志す学生等を引きつけ、教職員として質の高い人材を確保することにつながるため、結果として、子どもたちへのより良い教育の実現につながっていきます。

² 厚生労働省「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」

³ 厚生労働省「心理的負荷による精神障害の認定基準」

⁴ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念（教育振興基本計画（令和5（2023）年6月16日閣議決定））

2 基本方針

(1) 基本的な考え方

ア プランの位置付け

本プランは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）の定めにより、同法第2条第1項に規定する義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会において定めるものとされている業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）に位置付けるものです。

イ プランの取組期間

令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4年間を重点期間として取り組みます。

ウ プランの実施主体と役割

浜田市教育委員会及び学校の管理職がそれぞれ責任と役割のもとで連携・協力し、島根県教育委員会等の支援を受けながら目標達成に向けた各種施策の推進を図っていきます。

エ プランの対象者

次に定める教職員をプランの対象者とします。

- ・給特法第2条第2項に定める「教育職員」
- ・上記以外の常勤の学校職員（事務職員、学校栄養職員）

オ プランの進捗状況の点検・評価と計画の見直し

プランの進捗状況については、浜田市教育委員会及び学校長で構成する「働き方改革ワーキンググループ会議」において取組を確認し、施策の効果や課題を検証するとともに、総合教育会議⁵に報告します。それらの結果を踏まえて、取組の更なる改善を図るほか、必要に応じて、プランの変更（見直し）を行います。

なお、プランを変更したときは、総合教育会議に報告するとともに、遅滞なくホームページへ掲載するなど適切に公表します。

⁵ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき設置する会議。市長及び教育委員会をもって構成し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定等を行う。

(2) 数値目標

ア 時間外在校等時間

- (ア) 全ての教職員が年間 360 時間以内
- (イ) 全ての教職員が 1 か月 45 時間以内

イ 年次有給休暇の取得日数

- (ア) 全ての教職員が年 5 日以上の取得
- (イ) 教職員の平均取得日数が 17 日以上

ウ 働き方に関する意識

- (ア) 「働きやすい職場である」と感じている教職員 90%以上
- (イ) 教職にやりがいを感じている教職員 90%以上

ア 時間外在校等時間

- (ア) 全ての教職員が年間 360 時間以内
- (イ) 全ての教職員が 1 か月 45 時間以内

政府は、令和 11 年度までに教育職員の 1 か月の時間外在校等時間（以下「月時間外在校等時間」という。）を平均 30 時間程度に削減することを目標としており、実施計画において定める目標の例示として、次の指標と水準を示しています。

- ・月時間外在校等時間が 45 時間以内の教育職員の割合 100%
- ・1 年間における教育職員の月時間外在校等時間の平均時間 30 時間程度
- ・1 年間における教育職員の時間外在校等時間 360 時間以内

【参考】本市における令和 6 年度の実績

- (ア) 時間外在校等時間が年間 360 時間以内の教職員の割合
小学校：47.4% 中学校：32.2% 全体：41.7%
- (イ) 月時間外在校等時間が 45 時間以内の教職員の割合
小学校：44.1% 中学校：28.2% 全体：38.1%

イ 年次有給休暇の取得日数

- (ア) 全ての教職員が年 5 日以上を取得
- (イ) 教職員の平均取得日数が 17 日以上

全教職員が労働基準法⁶に規定された 5 日以上を取得することを目指すとともに、平均取得日数は、「島根県教職員働き方改革プラン」（令和 8 年 3 月）の目標である 17 日以上が達成されるよう年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備を目指します。

【参考】本市における令和 7 年の実績

- (ア) 年 5 日以上之年次有給休暇を取得した教職員の割合
小学校：94.7% 中学校：86.0% 全体：91.3%
- (イ) 教職員の年次有給休暇の平均取得日数
小学校：12.8 日 中学校：11.8 日 全体：12.4 日

ウ 働き方に関する意識

- (ア) 「働きやすい職場である」と感じている教職員 90%以上
- (イ) 教職にやりがいを感じている教職員 90%以上

学校を魅力ある働きやすい職場に改善することで、教職員がやりがいを感じながら存分に力を発揮できる環境を整えます。

また、生き生きと働く教職員の姿を見た子どもたちが教職を目指したいと考え、熱意のある人材が教職員となることで、更に教育の質が向上するという好循環が生まれるよう取り組んでいきます。

【参考】本市における令和 8 年 2 月時点の調査結果

- (ア) 「働きやすい職場である」と感じている教職員の割合
小学校：90.5% 中学校：84.3% 全体：88.3%
- (イ) 教職にやりがいを感じている教職員の割合
小学校：92.0% 中学校：89.8% 全体：91.3%

⁶ 2019 年（平成 31）年 4 月 1 日から、全ての企業において、年 10 日以上之年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年 5 日は使用者が時季を指定して取得させることが必要

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本プラン期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1)「学校と教師の業務の 3 分類」⁷の推進に向けた取組

ア 学校以外が担うべき業務

- (ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動については、引き続き保護者や地域ボランティア等の協力を得ながら推進します。
- (イ) 給食費等の学校徴収金の徴収及び管理については、公会計化の導入等を検討します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- (ア) 学校への調査等の依頼については、その必要性を吟味して回数の削減に努めるとともに、関係部局・関係機関にも協力を要請します。
- (イ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮については、学校支援員等と連携して見守りを行い、児童生徒の安全確保に努めます。
- (ウ) 体育館の管理については、学校開放利用時における鍵の受け渡しに係るデジタル技術の活用を検討します。
- (エ) 校内清掃については、実施回数や範囲の合理化、用務員の積極的な対応等によって負担軽減を促進します。
- (オ) 部活動については、令和 8 年 2 月に策定した「浜田市立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針」に基づき、地域クラブ活動への展開や部活動指導員の配置等に取り組みます。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- (ア) 授業準備については、全ての学校にスクール・サポート・スタッフを配置して資料の印刷や教材の準備等を支援します。
- (イ) 学習評価や成績処理については、AI ドリルや校務支援システム等のデジタル技術を活用し、業務の効率化や標準化を図ります。
- (ウ) 学校行事の準備・運営については、事務職員やスクール・サポート・スタッフ等の校内スタッフが積極的に参画するとともに、学校運営協議会において地域人材の参画に向けた協議を行います。

⁷ 2019 年（平成 31）年の中央教育審議会答申に基づき、文部科学省が学校と教師が担う 19 の業務を 3 つの分類に分けて作成した業務分類表（別添資料参照）

(エ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校支援員等と協働して対応します。特に、不登校児童生徒の対応については、校内教育支援センターの設置や不登校相談員の配置等により効果的な支援を促進します。

(2) 学校における措置の促進

ア 学校経営方針への盛り込み

学校経営方針に本プランを踏まえた「働き方改革」に関する内容を盛り込み、学校運営協議会において評価を行います。

イ 授業時数の適切な設定

各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。

ウ 教育活動等の見直し

当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。

エ デジタル技術の活用促進

各学校の管理職及びICT担当者が中心となり、校内研修会を開催するなどして、AIドリル等のデジタル技術の活用を促進します。

オ 定時退勤日の設定

会議や研修、部活動を行わない日を勘案し、定時退勤日を設定するよう努めます。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

ア 月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員（希望者）に対して、医師による面接指導を実施します。

イ 全ての教職員にストレスチェックを実施するとともに、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。

- ウ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう各学校に対して配慮を促します。また、夏季休業期間中に学校閉庁日を設定し、夏季特別休暇及び年次有給休暇を取得しやすい環境を整えます。
- エ 育児や介護が必要な教職員も働きやすい職場を目指し、県立高校の取組を参考に早出遅出勤務制度や時差出勤制度の導入を検討します。

(4) 関連する取組

ア 人材の確保

学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保については、関係部局・関係機関と連携して取り組みます。

イ 共同学校事務室の設置・運営

引き続き共同学校事務室を設置・運営し、複数校の事務・業務を効率的かつ効果的に実施することによって事務機能の強化を図り、各学校の管理運営を支援します。

ウ その他の取組

既に導入している留守番電話や保護者連絡システムを引き続き活用しつつ、留守番電話への録音機能の追加や緊急連絡用の携帯電話の配備等を検討します。

4 今後のフォローアップ等について

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- (2) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本プランの内容に照らして課題が見られるときは、必要に応じて当該学校に聞き取り・指導等を行います。
- (3) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本プランの周知を行うとともに、県教育委員会が主催する管理職向けのマネジメント等に関する研修への積極的な参加を促します。
- (4) 保護者及び地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、本市における「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、個別の施策について協力を得られるよう取り組みます。

【資料】学校と教師の業務の3分類

○学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

○教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫ 校内清掃
- ⑬ 部活動

○教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応
- ⑮ 授業準備
- ⑯ 学習評価や成績処理
- ⑰ 学校行事の準備運営
- ⑱ 進路指導の準備
- ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

浜田市立中学校における部活動の
地域連携・地域展開に係る方針

令和 8 年 2 月

浜田市教育委員会

目次

はじめに	2
1 基本方針	5
(1) 基本的な考え方	5
(2) 今後の取組計画	5
2 役割分担	5
(1) 市の役割	5
(2) 学校の役割	6
3 地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備	6
(1) 環境整備の考え方	6
(2) 体制の整備	7
(3) 指導者の質・量の確保	7
(4) 活動場所の確保及び移動負担の軽減	7
(5) 費用負担の在り方	8
(6) 保険への加入	8
(7) 活動の周知	8
(8) 高等学校入学者選抜への対応	8

はじめに

・部活動の意義

学校の部活動は、スポーツ・芸術・文化・科学等に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部の責任者（顧問）の指導の下、学校教育の一環として行われており、体力や技術、感性の向上を図るだけではなく、生徒の自主性や協調性、責任感、

連帯感などを育成するとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員等との人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、充実した学校生活を過ごしていく上で重要な教育活動である。

・部活動を取り巻く諸課題

生徒数の減少により、学校単独での大会参加ができないなど、学校単位での部活動が成り立たなくなりつつある。

また、専門的な指導を受けたい、いろいろなスポーツ・文化芸術活動を体験したい、卒業後に続けられる場所が欲しいといった子どもたちの多様なニーズや、学校における教員の負担、安定的な活動をするための経費確保、施設の老朽化などによる練習環境の悪化といった様々な課題が顕在化しており、学校だけでは、多様で継続的な活動を抱えきれなくなっている。

・浜田市のこれまでの取組

本市では、部活動の充実と教員の負担軽減を図るため、平成 30 年度から地域指導者を配置している。

また、令和 5 年度からは、部活動の「地域連携」の一環として、顧問に代わって単独で指導ができる「部活動指導員」の配置や複数校の生徒が集まって活動する「合同部活動」に取り組んでいる。

さらに、部活動の地域連携及び地域展開（以下「地域展開等」という。）の検討に当たり、生徒及び地域団体を対象としたアンケート調査を行い、生徒のニーズや地域団体における受入の可能性等の把握に努めている。

【生徒向けアンケート調査】

○実施時期 令和 6 年 2 月

○調査対象 市内の中学校に在籍する 1・2 年生（823 名）

○回答率 85.7%（705 名／823 名）

○主な調査結果

- ・約 8 割の生徒が現状の部活動に満足している一方で、2 割程度の生徒は、「部員数が少ない」、「練習がつまらない」などと感じている。

- ・約半数の生徒は、「部活動とは別の競技や活動をしてみたい」、「他の学校の生徒と活動をしてみたい」と考えている。
- ・活動の満足度を高めるためには、「専門的で丁寧な指導（40.6%）」、「気軽に楽しめること（33.4%）」、「健康への配慮（31.8%）」、「勝利を目指す活動（30.0%）」などが必要と考えている。

【スポーツ・文化芸術団体向けアンケート調査】

- 実施時期 令和7年9月
- 調査対象 学校開放利用団体及び文化協会会員等（141団体）
- 回答率 50.4%（71団体／141団体）
- 主な調査結果
 - ・中学生が所属している団体は、2割程度となっている。
 - ・約半数の団体が「中学生の受け入れを検討できる」と回答。
 - ・中学生の受け入れに当たっては、「保護者の理解・協力（51.4%）」、「指導者の確保（45.7%）」、「活動日時の調整（45.7%）」を課題と考えている団体が多い。
 - ・学校の部活動に指導者を派遣できる（又は派遣できそう）と回答した団体は、2割に満たず、部活動の時間帯に指導ができる指導者の確保が課題となっている。

【石見神楽団体向けアンケート調査】

- 実施時期 令和7年10月
- 調査対象 市内の石見神楽団体（52団体）
- 回答率 59.6%（31団体／52団体）
- 主な調査結果
 - ・約4割の団体に中学生が所属している。
 - ・約6割の団体が「中学生の受け入れを検討できる」と回答。
 - ・中学生の受け入れに当たっては、「指導者の確保（48.4%）」、「活動日時の調整（45.2%）」、「保護者の理解・協力（45.2%）」を課題と考えている団体が多い。

・浜田市の目指す方向性

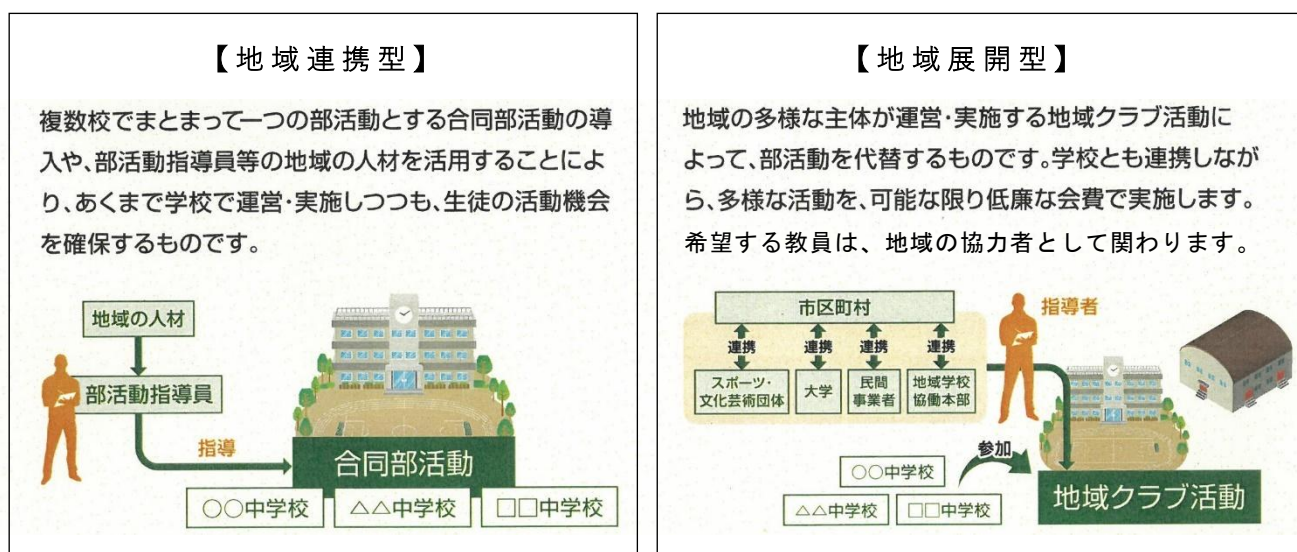
「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意

識のもと、行政、学校、地域のスポーツ・文化芸術団体等が、一緒になって知恵を出し合い、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむための持続可能な環境を地域においてどのように整えていくかが大切である。

文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国のガイドライン」という。）及び島根県教育委員会「島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針」を踏まえつつ、限られた資源（人材・施設・予算等）を有効活用し、地域の実情に合った地域展開等を目指していく。

・ 方針の対象範囲

浜田市立中学校の生徒の活動を対象とする。



部活動の「地域連携」と「地域展開」の違い

（スポーツ庁「部活動の地域連携・地域移行ポスター」を参考に作成）

1 基本方針

(1) 基本的な考え方

ア 市が主体となり、学校や地域と連携して、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる持続可能な環境構築を検討する。

イ 令和 12 年（2030 年）に開催が予定されている「島根かみあり国スポ・全スポ」を見据え、当該年度末までの部活動の在り方を検討する。

ウ 休日における全ての部活動を対象とし、地域のスポーツ・文化芸術団体等による活動（以下「地域クラブ活動」という。）への展開（〔地域展開型〕）を目指す。

その上で、活動の受け皿の確保等の諸課題の解決が難しい場合は、部活動への指導者の配置や複数校による合同部活動の実施（〔地域連携型〕）等により、子どもたちの活動機会を確保する。

エ 平日の部活動については、基本的に教員や部活動指導員の指導のもと、技術・技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義や効果を有するものとして、時代に合った形で維持・発展させていくこととし、可能な場合には、休日と同様に地域展開に取り組んでいく。

(2) 今後の取組計画

ア 市は、本方針に基づき、令和 8 年度から休日の部活動の地域展開等に向けた具体的な検討を行い、可能な部活動から順次地域展開等を進める。

イ 地域展開へ段階的につなげていくため、また部活動の維持・発展のため、部活動指導員の配置や複数校による合同部活動等（〔地域連携型〕）の充実を図る。

ウ 市は、部活動及び地域クラブ活動の状況を継続的に調査・検証し、国県の動向も踏まえ、適宜、方針の見直しを行う。

2 役割分担

(1) 市の役割

ア 国県の動向を確認しつつ、先行事例の情報を参考にしながら

具体的な取組を検討する。

イ 検討に当たり、市内の学校関係者、関係団体及び指導者等（以下「市内関係者」という。）と協議・調整を行う。

ウ 学校と連携し、本方針及び具体的な取組等について、保護者等の学校関係者に周知・説明する。

（2）学校の役割

ア 本方針に基づき、必要に応じて学校運営協議会において学校の方針及び具体的な取組等について協議し、学校関係者の理解・承諾を得る。

3 地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備

（1）環境整備の考え方

学校を含む地域が一体となって地域の生涯スポーツ・文化芸術活動を創っていくことを目的に、以下の観点で地域の実情に応じた環境の構築を検討する。

ア 部活動が担う新たな役割

（ア） 部活動を、生涯スポーツ・文化芸術活動への入り口として捉え、技術・技能等の向上のみならず、スポーツ・文化芸術活動を楽しむことの本質や重要性、多様な人との関わり方等を学ぶ場とする。

（イ） 生徒が主体となって方針を考えたり活動内容を選んだりし、教員はプロデュースとマネジメントをするなど、生徒の自主性を尊重した活動とする。

（ウ） 「浜田市中学校部活動ガイドライン」（令和 6 年 7 月改訂）に基づき、適切な休養日・活動時間の設定等、生徒に過度な負荷がかかることがないよう配慮する。

イ 持続可能な生涯スポーツ・文化芸術活動の場の実現

（ア） 部活動にない種目や大人数での活動機会を創設することで、生徒のニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動の場の実現を図る。

（イ） 地域に活動を受け入れられる団体がない場合には、地域

の協会・連盟等と協力して受け皿となる団体を作ることや部活動指導員等を活用した部活動により、活動の機会を確保する。

- (ウ) 次の世代の子どもたちもスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、将来にわたって持続可能な仕組みづくりを念頭に取組を進める。

ウ 競技力や技能の向上を主眼とした活動との役割分担

- (ア) 競技力や技能の向上を主眼とした強化・育成のための活動については、学校外(協会・連盟傘下のクラブ・少年団等)と役割を分担し、連携を図りながら行う。

(2) 体制の整備

- ア 市及び学校は、状況に応じて市内関係者と協議する場を設け、情報共有や連絡調整を図る。また、県や他市町とも連携を図り、複数校や市町をまたいだ活動についても適宜検討する。
- イ 市は、地域クラブ活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にするため、地域クラブ活動の運営団体等と協議の場を設け、共通理解を図る。
- ウ 市は、国のガイドラインを踏まえ、地域クラブ活動の認定制度について検討する。

(3) 指導者の質・量の確保

- ア 市は、県の規定及び運用並びに国が示す手引き等を参考にし、て教員の兼職兼業の取扱いについて検討する。
- イ 市は、地域のスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努める。
- ウ 市は、地域クラブ活動の運営団体等に対して、参加者の心身の健康管理及び事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶するよう、適宜、研修会の開催や指導助言に努める。

(4) 活動場所の確保及び移動負担の軽減

- ア 市は、地域クラブ活動を行う団体等の学校施設、社会教育施設及び文化施設等の利用について、利用制限の緩和や低廉な利

用料の設定等により、利用しやすい環境づくりに努める。

イ 市及び学校は、学校施設の円滑な利用のため、利用ルールの見直しや施設管理に必要な環境整備について検討する。

ウ 市は、地域クラブ活動に参加する際の移動負担を軽減するため、地域クラブ活動の活動場所ができる限り偏在しないようにするなどの対応を検討する。

(5) 費用負担の在り方

ア 市は、経済的に困窮する家庭への支援等も含め、地域クラブ活動が将来にわたって安定的に運営できるよう、持続可能な費用負担の在り方について検討する。

(6) 保険への加入

ア 市は、地域クラブ活動の運営団体等に対して、生徒が活動に参加する際には、原則保険に加入するよう協力を求める。

(7) 活動の周知

ア 市は、本方針、具体的な取組及びスケジュール等について、市内関係者への説明や広報誌等での周知に努める。

(8) 高等学校入学者選抜への対応

ア 学校は、個人調査報告書の「諸活動の記録」欄に在学中のスポーツ・文化活動等について記載する際には、部活動のみならず地域クラブ活動等の学校外での活動についても状況の把握に努める。

イ 市及び学校は、地域クラブ活動の運営団体等に対して、生徒の活動記録（大会・コンクールの成績等）を提供するよう協力を求める。

浜田市教育大綱について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、市長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「教育大綱」を策定することとされています。

「浜田市教育大綱」の位置づけは、浜田市の最上位計画である浜田市総合振興計画の教育文化部門のまちづくり大綱・施策大綱にあたり、浜田市総合振興計画と整合・連携をとったものとなっています。

